

監 第 1 5 号
平成28年6月3日

建設工事業者各位

白山市総務部長
(公印省略)

白山市建設工事標準請負約款第10条第2項の取扱いについて (通知)

標記に係る現場代理人の常駐義務に関する取扱いについては、平成25年3月1日付監第87号において通知したところであるが、今後は下記のとおり実施することとしたので通知します。

記

1. 現場代理人の常駐義務の例外として、同条2項に定めた「工事現場の常駐について発注者が特に認めたとき」とは、次の事項の全てに該当する場合に限るものとする。
 - (1) 当該工事の請負金額が、3,500万円（建築一式工事については、7,000万円。以下同様）未満の工事であること。
 - (2) 発注者（白山市建設工事標準請負約款第9条に定める監督員を含む。以下「発注者等」という。）が求めた場合、速やかに工事現場に戻ることができること。
 - (3) 発注者等と常に携帯電話等により連絡が取れる体制であること。
2. 上記1により、常に工事現場に滞在する必要がないと認められた現場代理人は、次を兼任することはできない。
 - (1) 請負金額が3,500万円以上の他の工事現場の主任（監理）技術者及び現場代理人。
 - (2) 現場代理人の兼務する工事の請負金額合計が、概ね7,000万円以上となる場合。